

第12号議案

長岡京市自転車等駐車場条例の一部改正について

長岡京市自転車等駐車場条例（平成14年長岡京市条例第5号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年2月18日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

長岡京駅東自転車駐車場及び長岡京駅西自転車駐車場の管理を指定管理者に行わせるため並びに全ての自転車駐車場で小学生以下の一時利用駐車料を無料にするため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

長岡京市自転車等駐車場条例（平成14年長岡京市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において「自転車等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を制限することができる。</p> <p>(1) 駐車場の収容能力を超える駐車の下込みがあったとき。</p> <p>(2) 駐車場の施設、付属設備等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) 駐車場の整備その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(駐車料)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>2 市長は、規則で定めるところにより、別表の2 一時利用駐車料の表に定める駐車料を割り引いて駐車回数券を発行することができる。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第9条 利用者は、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 施設若しくは付属設備又は他の自転車等を破損し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) たばこの吸い殻、紙くず類その他物を捨てること。</p> <p>(5) 【略】</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において「自転車等」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、駐車場の利用を制限することができる。</p> <p>(1) 駐車場の収容能力を超える駐車の下込みがあったとき。</p> <p>(2) 駐車場の施設、付属設備等を汚損又は破損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) 駐車場の整備、その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(駐車料)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>2 市長は、規則で定めるところにより、前項の駐車料を割り引いて駐車回数券を発行することができる。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第9条 利用者は、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 駐車場の施設若しくは付属設備、又は他の自転車等を破損し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) たばこの吸い殻、紙くず類その他不潔な物を捨てること。</p> <p>(5) 【略】</p>

改正後	改正前
<p>(利用の許可の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>利用の申込み</u>に偽りがあったとき。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第11条 【略】</p> <p>2 市は、駐車場における自転車等の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかった場合におけるその自転車等に生じた汚損、損傷、滅失、<u>盗難等</u>又は市の責に帰さない理由により生じた駐車場内の事故については、損害賠償の責任を負わない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第13条 市長は、駐車場の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、<u>駐車場の全部又は一部の管理</u>を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 【略】</p> <p>(管理を行わせる業務の範囲)</p> <p>第14条 前条第1項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>駐車場の利用の許可</u>及び駐車料の徴収に関する業務</p> <p>(3) 【略】</p> <p>(管理を行わせる場合の駐車料)</p>	<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、利用者が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>利用許可の申請</u>に偽りがあったとき。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第11条 【略】</p> <p>2 市は、駐車場における自転車等の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかった場合におけるその自転車等に生じた汚損、損傷、滅失若しくは<u>盗難等</u>又は市の責に帰さない理由により生じた駐車場内の事故については、損害賠償の責任を負わない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第13条 市長は、駐車場の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、<u>駐車場の管理</u>を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 【略】</p> <p>(管理を行わせる業務の範囲)</p> <p>第14条 前条第1項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>駐車場の使用の承認</u>及び駐車料の徴収に関する業務</p> <p>(3) 【略】</p> <p>(管理を行わせる場合の駐車料)</p>

改正後	改正前															
<p>第15条 第13条第1項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合における駐車料の額は、<u>規則で定める範囲</u>において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。</p> <p>2 前項の場合において、利用者は、第6条の規定にかかわらず、<u>同項の規定</u>により指定管理者が定める駐車料を納付しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、<u>別表の2一時利用駐車料の表に定める駐車料</u>を割り引いて駐車回数券を発行することができる。</p> <p>4 <u>第1項の駐車料及び前項の駐車回数券により納付されることとなる駐車料は</u>、指定管理者の収入とする。</p>	<p>第15条 第13条第1項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合における駐車料の額は、<u>別表に定める金額を超えない範囲</u>において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。</p> <p>2 前項の場合において、利用者は、第6条の規定にかかわらず、<u>同項により指定管理者が定める駐車料</u>を納付しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、<u>駐車料を割り引いて駐車回数券</u>を発行することができる。</p> <p>4 第1項の駐車料は、指定管理者の収入とする。</p>															
<p>(適用)</p>	<p>(読替規定)</p>															
<p>第16条 第13条第1項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合における<u>第4条、第5条、第7条、第8条、第10条及び第11条第2項の規定の適用</u>については、<u>第4条、第5条、第7条、第8条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第2項中「市は」とあるのは「市又は指定管理者は」と、「市の」とあるのは「市若しくは指定管理者の」とする。</u></p>	<p>第16条 第13条第1項の規定により、<u>駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、第11条第2項及び第12条の規定中「市長」又は「市」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p>															
<p>別表（第6条関係）</p>	<p>別表（第6条関係）</p>															
<p>1 定期利用駐車料 【略】</p>	<p>1 定期利用駐車料 【略】</p>															
<p>2 一時利用駐車料</p>	<p>2 一時利用駐車料</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="233 1688 424 1823">利用の種別 車種</th> <th data-bbox="429 1688 818 1823">一時利用（1日1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="233 1830 424 1957">自転車</td> <td data-bbox="429 1830 818 1957">150円 (ただし、小学生以下の利用は、無料とする。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="233 1964 818 2002">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	利用の種別 車種	一時利用（1日1回につき）	自転車	150円 (ただし、小学生以下の利用は、無料とする。)	【略】		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="839 1688 1031 1823">利用の種別 車種</th> <th colspan="2" data-bbox="1035 1688 1425 1823">一時利用（1日1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="839 1830 1031 1957">自転車</td> <td data-bbox="1035 1830 1227 1957">150円</td> <td data-bbox="1232 1830 1425 1957">50円 (小学生以下)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="839 1964 1425 2002">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	利用の種別 車種	一時利用（1日1回につき）		自転車	150円	50円 (小学生以下)	【略】		
利用の種別 車種	一時利用（1日1回につき）															
自転車	150円 (ただし、小学生以下の利用は、無料とする。)															
【略】																
利用の種別 車種	一時利用（1日1回につき）															
自転車	150円	50円 (小学生以下)														
【略】																
<p>備考 【略】</p>	<p>備考 【略】</p>															

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の長岡京市自転車等駐車場条例の規定により利用の許可を受けている者は、改正後の長岡京市自転車等駐車場条例の規定により利用の許可を受けた者とみなす。